

<報道発表資料>

令和5年 7月28日

県内児童相談所における児童虐待相談対応状況と今後の 取組について



令和4年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応状況がまとまりました。

相談対応件数は、令和3年度に引き続き増加となり過去最多となりました。

県としては、引き続き、児童相談所の体制強化、早期発見のための相談窓口の普及、警察等の関係機関との連携強化などに取り組んでいきます。

県民の皆様からの通告が児童虐待の早期発見、早期対応を可能にします。

今後も、児童虐待防止に向けた取組への御理解、御協力をお願いします。

1 令和4年度における児童虐待に関する相談対応状況

令和4年度、県内の児童相談所（さいたま市児童相談所を含む。）における児童虐待相談対応件数は、18,877件で、令和3年度（17,606件）に比べて、1,271件増（+7.2%）となりました。

主な特徴としては、

- ・ 虐待種別では「心理的虐待」が60.6%で、前年度に引き続き最も高い割合を占めています。これは夫婦間でのDV目撃や児童への暴言などが主な内容となっています。
- ・ また、「ネグレクト（保護の怠慢・拒否）」が対前年度比で856件増（+36.4%）となりました。これは、警察からの「ネグレクト」の通告が大幅に増加している（対前年度比 681件増、+76.3%）ことが、主な要因として考えられます。
- ・ 虐待を受けた児童の43.6%が、0歳から就学前までの「乳幼児」です。
- ・ 経路別では警察からの通告件数が11,929件で最も多く、通告全体の63.2%を占めます。なお、このうち8,603件（72.1%）が心理的虐待となっています。
- ・ 主な虐待者の49.6%が「実母」です。「実父」は40.5%となっており、両方で90.1%を占めています。

詳細は、別表を御参照ください。

2 令和5年度における主な児童虐待防止への取組

(1) 児童相談所の体制強化

ア 虐待対応体制の強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所の職員を47人増員するとともに、ICTを活用した児童相談所の業務効率化の推進により、児童虐待相談対応の充実を図っています。

イ 児童相談所の整備

児童相談所の管轄人口の平準化を図り、迅速かつきめの細かい虐待対応を行うため、朝霞市内に県設置8番目の児童相談所（一時保護所併設）を新設します（令和7年度開所予定）。

(2) 児童虐待相談対応の充実

ア SNSを活用した相談窓口の運営

親が抱える子育ての不安や親子関係などの悩み、家族からの虐待に関する子供の悩みなどをSNSで相談できる窓口（無料）を開設しています。

(3) 警察や市町村など関係機関との連携強化、民間との協働

ア 警察との連携強化

児童相談所に虐待通告があったものについて、児童相談所と警察署間でリアルタイムに全件情報共有できるシステムを運用しています。

イ 市町村との連携強化

児童相談所OB（児童福祉司経験者）を市町村に派遣し、相談援助技術の向上を支援するほか、市町村の担当職員に対する専門的研修の実施など、市町村における相談体制強化を支援します。

ウ 民間との協働

児童の安全確認体制の強化のため、泣き声通告等のうちリスクが低いと児童相談所が判断したものについて、民間団体に安全確認業務を委託しています。

令和5年度は、対象児童相談所を3所から全7所に拡充します。

(4) 児童虐待防止啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）の実施

児童虐待防止推進月間である11月を中心に、体罰禁止や子供の放置の防止等を訴える広報活動等を展開します。